

岩手県告示第45号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和7年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構
- 2 代表者の氏名 鎌田 英樹
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市松尾町17番9号
- 4 認定の有効期間 令和7年1月29日から令和12年1月28日まで